

財 産 目 録

令和4年3月31日 現在

1: 社会福祉法人 黎明福祉会

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	0
普通預金	熊本銀行三角支店他	-	運転資金として	-	-	464,153,658
当座預金	熊本銀行三角支店	-	運転資金として	-	-	148,267
定期預金	熊本第一信用金庫松橋支店他	-	運転資金及び立替資金として	-	-	1,645,572,985
			小計			2,109,874,910
事業未収金	熊本県国民健康保険団体連合会他	-	3月分他介護報酬等	-	-	127,303,372
未収金	(豊洋園(拠点区分))	-	職員の退職共済掛金	-	-	7,955
未収補助金	熊本県他	-	社会福祉事業等	-	-	2,956,240
立替金	(豊洋園(拠点区分))	-	医療費	-	-	329,900
前払費用	東京海上日動火災保険(株)他	-	保険料等	-	-	8,061,204
短期貸付金	(豊洋園(拠点区分))	-	職員への貸付	-	-	120,000
その他の流動資産	(ケアハウス(拠点区分))他	-	管理費預り等	-	-	156,000
	流動資産合計					2,248,809,581
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地						
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2855-5	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	72,357,950
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2033-1	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	83,323,100
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2855-6	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	980,000
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2852-8	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	56,980,000
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2870-3	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	1,111,250
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2035	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	55,965,000
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2033-2	-	第2種社会福祉事業の老人デイサービス施設に使用している	-	-	29,173,550
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2852-13	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	8,225,000
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2036-1	-	第1種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	24,045,000
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2036-2	-	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	-	-	25,725,000
	(ケアハウス(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2855-1	-	第1種社会福祉事業の軽費老人ホーム等に使用している	-	-	60,585,000
	(ケアハウス(拠点区分)) 宇城市三角町手場2032-1	-	第1種社会福祉事業の軽費老人ホーム等に使用している	-	-	43,365,000
	(みすみ保育園(拠点区分)) 宇城市三角町波多144	-	第2種社会福祉事業の保育所施設に使用している	-	-	48,386,400
	(松寿園(拠点区分)) 宇城市不知火町永尾717-1	-	第1種社会福祉事業の養護老人ホーム等に使用している	-	-	9,291,805
	(松寿園(拠点区分)) 宇城市不知火町永尾717-2	-	第1種社会福祉事業の養護老人ホーム等に使用している	-	-	4,707,195
			小計			524,221,250
建物						
	(豊洋園(拠点区分))	1988年度	第1種・第2種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	517,320,070	436,572,823	80,747,247
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2035 宇城市三角町手場2033-2	2003年度	第2種社会福祉事業の老人デイサービス施設に使用している	137,442,219	65,394,993	72,047,226
	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町手場2035 宇城市三角町手場2036-1	2011年度	第1種社会福祉事業の特別養護老人ホーム等に使用している	205,779,000	61,579,365	144,199,635

	(ケアハウス(拠点区分)) 宇城市三角町里浦2855-1	1995年度	第1種社会福祉事業の軽費老人ホーム等に使用している	442,168,374	320,116,914	122,051,460
	宇城市三角町手場2032-1					
	(みすみ保育園(拠点区分)) 宇城市三角町波多144	2001年度	第2種社会福祉事業の保育所施設に使用している	162,398,600	86,064,024	76,334,576
	(松寿園(拠点区分)) 宇城市不知火町永尾717-2	2014年度	第1種社会福祉事業の養護老人ホーム等に使用している	398,351,963	337,545,378	60,806,585
			小計			556,186,729
定期預金	熊本銀行三角支店	-	保育所事業のための定期預金	-	-	1,000,000
	基本財産合計					1,081,407,979
(2)その他の固定資産						
土地	(豊洋園(拠点区分)) 宇城市三角町波多73	-	地元地域へ多目的スペースとして開放施設整備用地として保有している	-	-	15,000,000
構築物	フェンス他	-		53,485,660	28,314,736	25,170,924
機械及び装置	非常通報装置、発電機他	-		173,694,366	75,555,163	98,139,203
車輛運搬具	ニッサン、普通自動車他25台	-	利用者送迎用	56,349,852	48,135,289	8,214,563
器具及び備品	ベッド、パソコン他	-		190,795,913	144,586,527	46,209,386
権利		-	ほうようの湯源泉	-	-	22,469,688
長期貸付金	(豊洋園(拠点区分))	-	職員への長期貸付	-	-	180,000
退職給付引当資産	熊本県社会福祉協議会	-	退職金の支払いに充てるために退職給付引当金に対応して積み立てられている	-	-	49,187,012
長期預り金積立資産	熊本銀行三角支店	-	長期預り金に対応して積み立てられている	-	-	6,193,750
施設設備積立資産	熊本第一信用金庫松橋支店他	-	将来における施設整備目的のために施設設備積立金に対応して積み立てられている	-	-	358,000,000
減価償却特別積立資産	熊本第一信用金庫松橋支店	-	将来における減価償却目的のために減価償却特別積立金に対応して積み立てられている	-	-	72,536,033
人件費積立資産	熊本第一信用金庫松橋支店	-	将来における人件費目的のために人件費積立金に対応して積み立てられている	-	-	12,200,000
修繕積立資産	熊本第一信用金庫松橋支店	-	将来における資産修繕目的のために修繕積立金に対応して積み立てられている	-	-	14,700,000
備品等購入積立資産	熊本第一信用金庫松橋支店	-	将来における備品等購入目的のために備品等購入積立金に対応して積み立てられている	-	-	10,000,000
長期前払費用		-	リサイクル料	-	-	233,500
その他の固定資産	メットライフ生命保険(株)他	-	長期資金運用のための証券(ペイオフ対策、低金利対策)	-	-	175,255,621
	その他の固定資産合計					913,689,680
	固定資産合計					1,995,097,659
	資産合計					4,243,907,240
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食費他	-		-	-	37,307,651
預り金	(ケアハウス(拠点区分)他)	-		-	-	6,389
管理費預り金	(ケアハウス(拠点区分))	-		-	-	150,000
職員預り金	3月分健康保険料他	-		-	-	6,918,785
仮受金	(ケアハウス(拠点区分))	-		-	-	62,193
賞与引当金	支給見込額(6分の3ヶ月分)	-		-	-	23,539,419
	流動負債合計					67,984,437
2 固定負債						
退職給付引当金	熊本県社会福祉協議会	-		-	-	49,187,012
長期管理費預り金	(ケアハウス(拠点区分))	-		-	-	6,193,750
	固定負債合計					55,380,762
	負債合計					123,365,199
	差引純資産					4,120,542,041

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。